

生活保護制度とは

- 生活保護制度＝貧困から人々を救い、すべての国民に対して健康で文化的な生活を保障する最後の安全網
- 生活保護制度は、所得保障制度の一種である。

所得保障制度と生活保護(1)

個人の所得の減少・中断・喪失、必要支出の増加による生活の破綻を防ぐための仕組み

<防貧・救貧>

- ・防貧(生活の破綻を事前に防ぐ)→社会保険
- ・救貧(事後的に生活破綻を救う)→生活保護

<従前生活保障・最低生活保障>

- ・従前生活保障→公的年金(所得比例部分)、失業給付
- ・最低生活保障→生活保護

所得保障制度と生活保護(2)

	該当例	拠出要件	給付対象条件・資力調査
社会保険	・失業保険 ・国民年金	あり (保険料や税)	なし
社会手当 (※)	・児童手当	なし	あり (給付対象が特定の 範疇に限定)
公的扶助 (※)	・生活保護	なし	あり (資産・所得・稼得 能力が調査される)

(※)社会手当を含む租税が充当される給付一般を広義の「公的扶助」とする定義もあるが、ここではより狭い定義を用いている。

生活保護制度の概要

1. 最低生活の保障

○資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- 保護の開始時で調査
- 保護適用後にも届出を義務付け

○支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を引いた差額を保護費として支給

最低生活費

年金等の収入

支給される保護費

※収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。預貯金、保険の払い戻し金、不動産等の資産の売却収入も認定するため、これらを使い尽くした後に保護適用となる。

2. 自立の助長

- ・世帯の実態に応じて年数回の訪問調査、就労の可能性のある者への就労指導

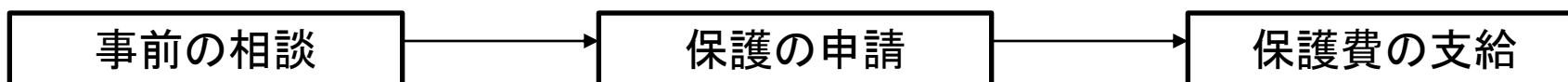
生活保護基準の内容

生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用(年齢別算定) ②光熱水費等の世帯共通的費用(世帯人員別)を合計して算出 ※特定世帯には加算あり(障害者加算など)
家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払い
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護業者へ支払い
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

生活扶助基準額の例(平成24年4月1日現在)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	172,170円	135,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	192,900円	157,300円

生活保護の手続



- ・生活保護制度の説明
- ・生活福祉資金、障害者施策等の社会保障施策活用可否の検討

- ・資産調査
- ・扶養義務者による扶養可否の調査
- ・社会保障給付、就労収入等の調査
- ・就労の可能性の調査

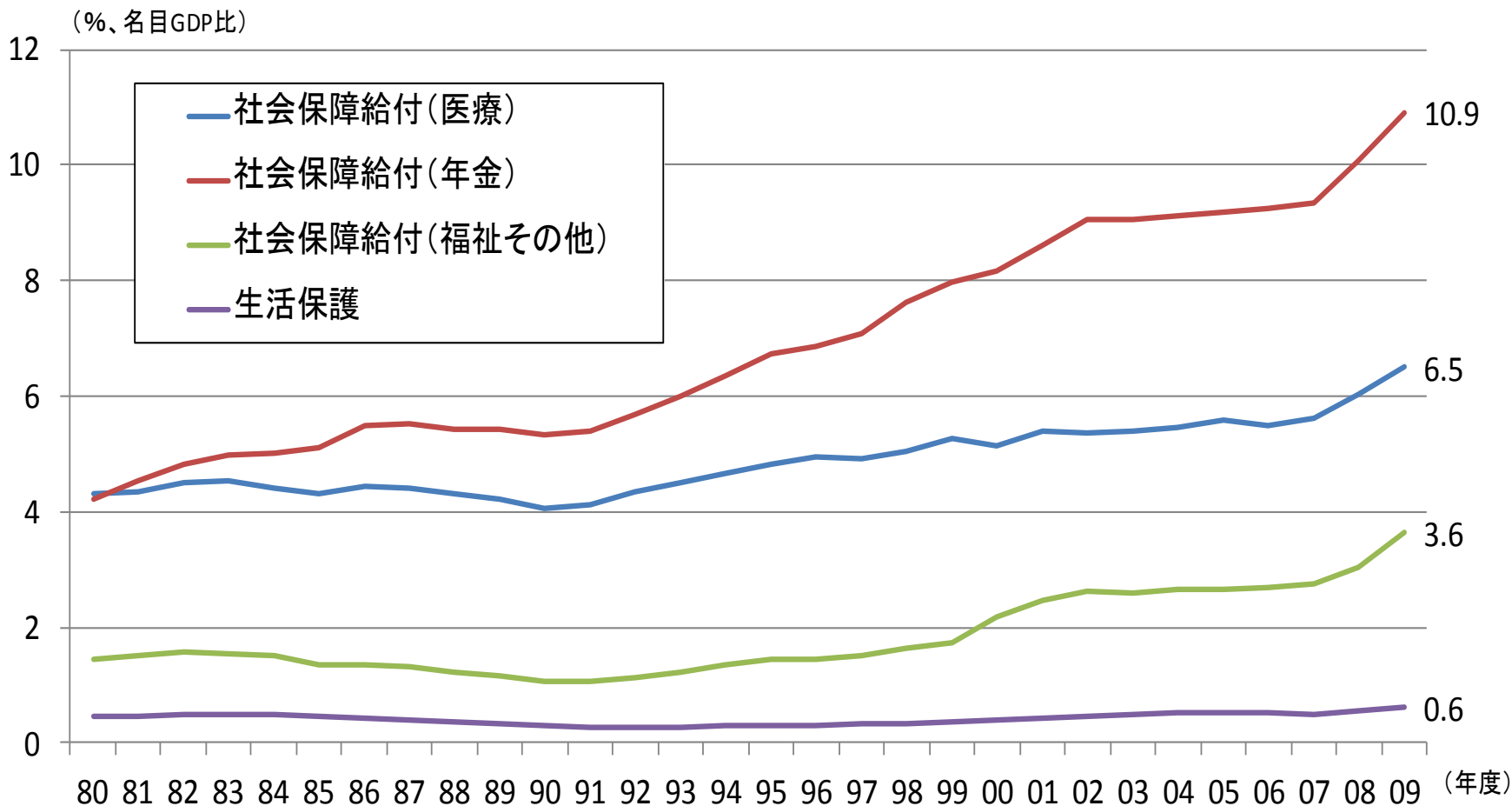
- ・保護費の支給
- ・世帯の実態に応じて訪問調査
- ・収入・資産等の届出を義務付け、定期的に課税台帳との照合を実施
- ・就労の可能性のある者への就労指導

保護の実施期間と費用負担

- 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が実施
- 都道府県、市等は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当ケースワーカー配置。
- 保護費は国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

我が国における生活保護の位置づけ

- 2009年度の社会保障給付費(ILO基準)は99兆8500億円。名目GDPの21%を占める。
- 生活保護費は3兆70億円。名目GDPの0.6%を占める。(社会保障給付費の3%)



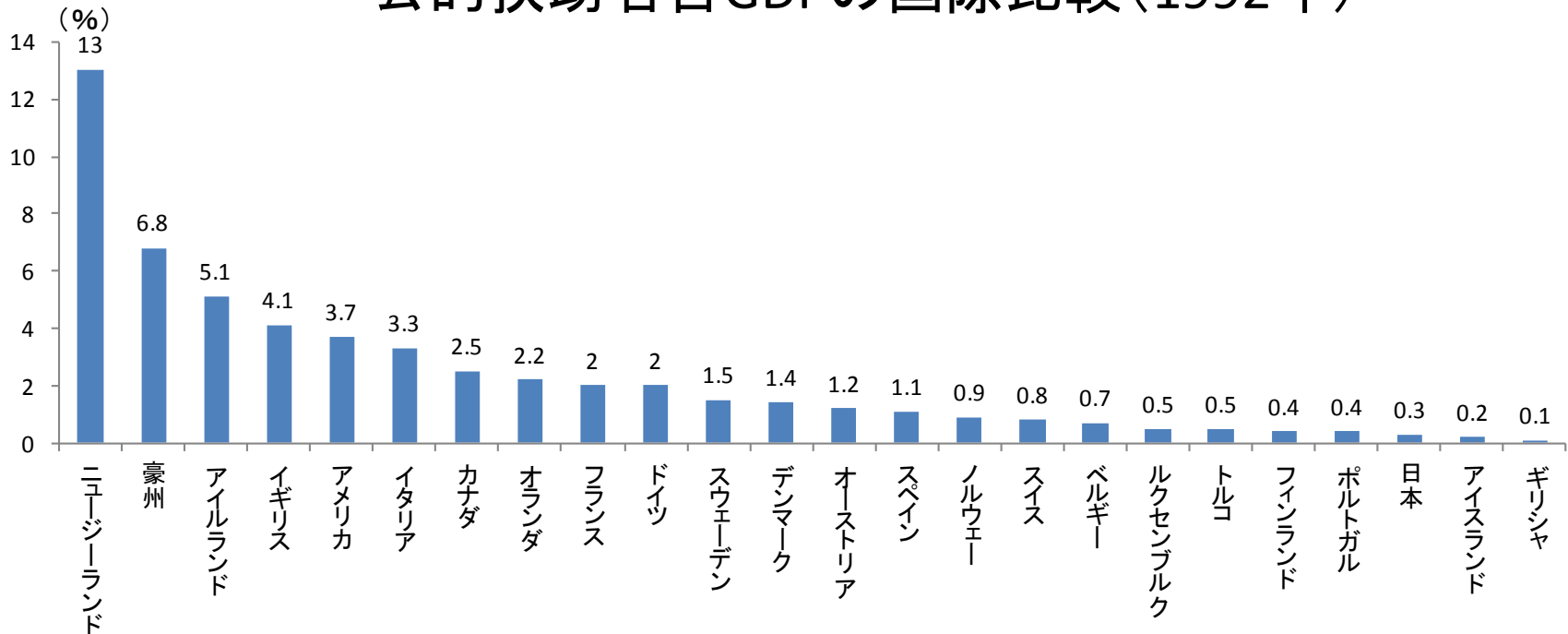
(注) 社会保障給付費の範囲はILO基準に基づく。医療及び福祉その他には生活保護における各種扶助が含まれる。名目GDPは平成12年基準値を用いている。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所『社会保障統計年報』、内閣府『国民経済計算』⁷

国際比較で見た生活保護(1)

•公的扶助総額の名目GDPの動向をみると、日本は以下の対象国の中で22番目である(1992年時点)。**給付総額は少ない。**

公的扶助名目GDPの国際比較(1992年)



(注) 上記24カ国平均は2.3%である。

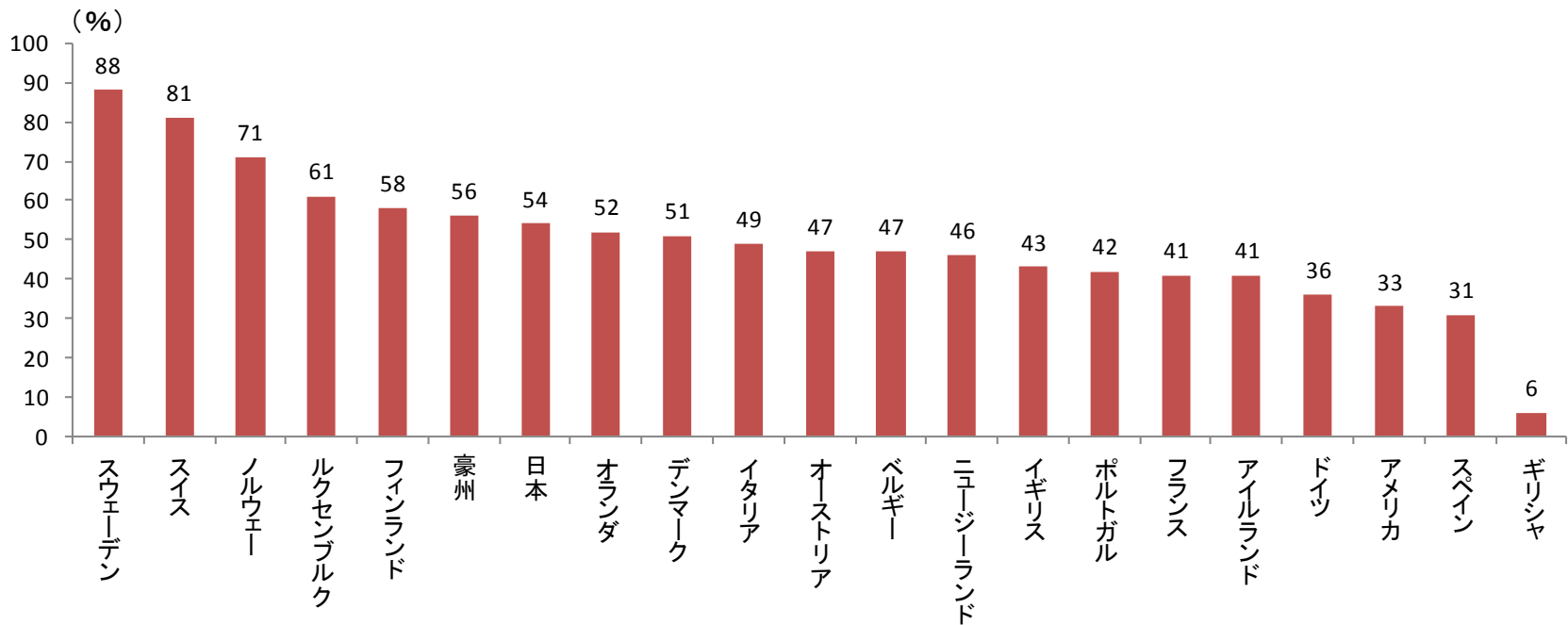
(原資料) Social Assistance in OECD Countries, 1996, Volume 1, p.35

(資料) 埋橋孝文「公的扶助制度の国際比較」『海外社会保障研究』1927号、1999年。原田泰『日本はなぜ貧しい人が多いのか』新潮選書

国際比較で見た生活保護(2)

•一人あたり公的扶助額を現役勤労者世帯の平均所得と比較すると、日本は54%と対象国の中で7番目である(1992年時点)。一人あたりの公的扶助額は高い。

一人あたり公的扶助額の対現役勤労者世帯平均所得比(1992年)



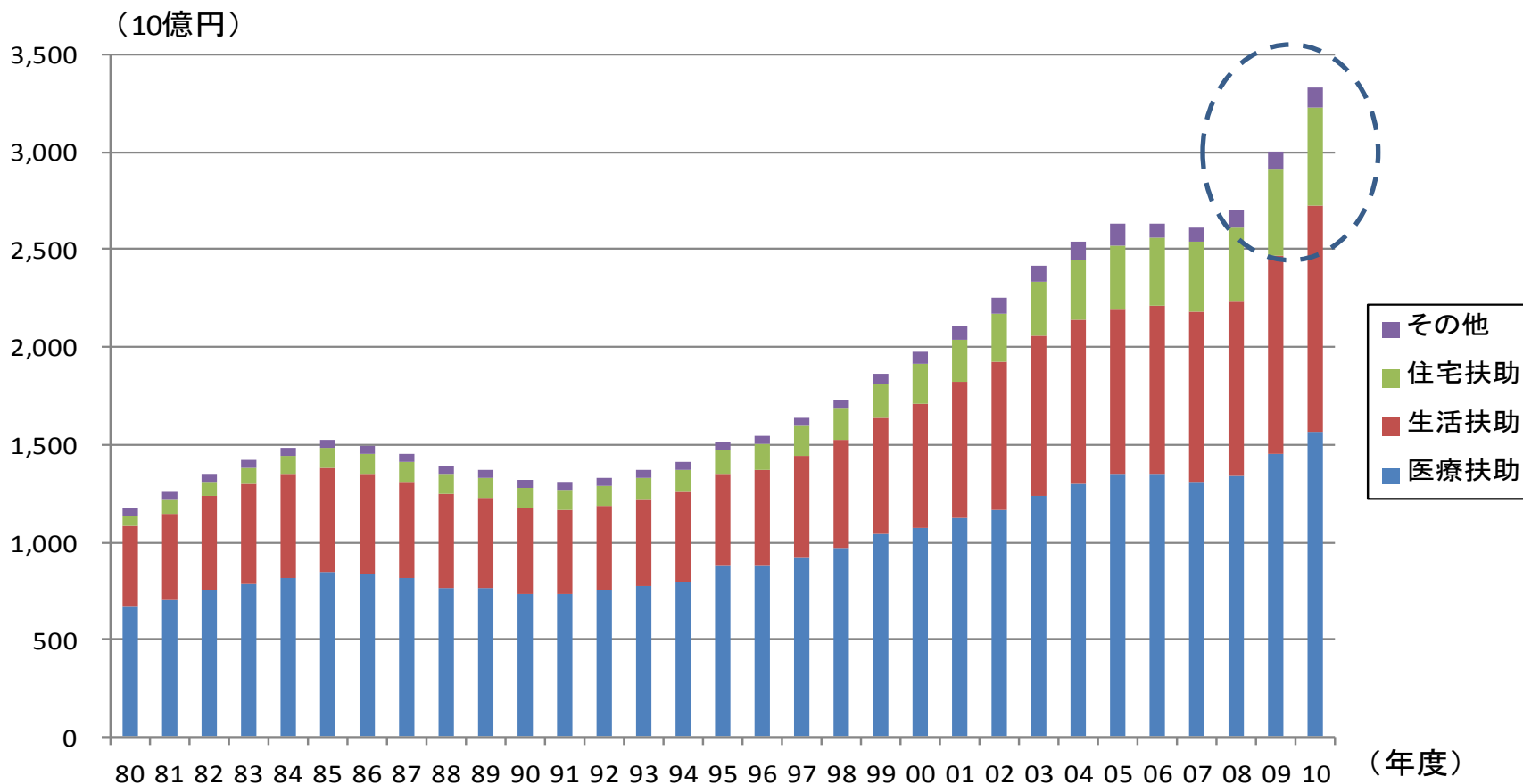
(注) アメリカはニューヨーク、フロリダ、ペンシルバニア、テキサスの単純平均値。上記諸国平均値は49.2%

(原資料) Social Assistance in OECD Countries, 1996, Volume 1, p.130,131,139

(資料) 埋橋孝文「公的扶助制度の国際比較」『海外社会保障研究』1927号、1999年。原田泰『日本はなぜ貧しい人が多いのか』新潮選書

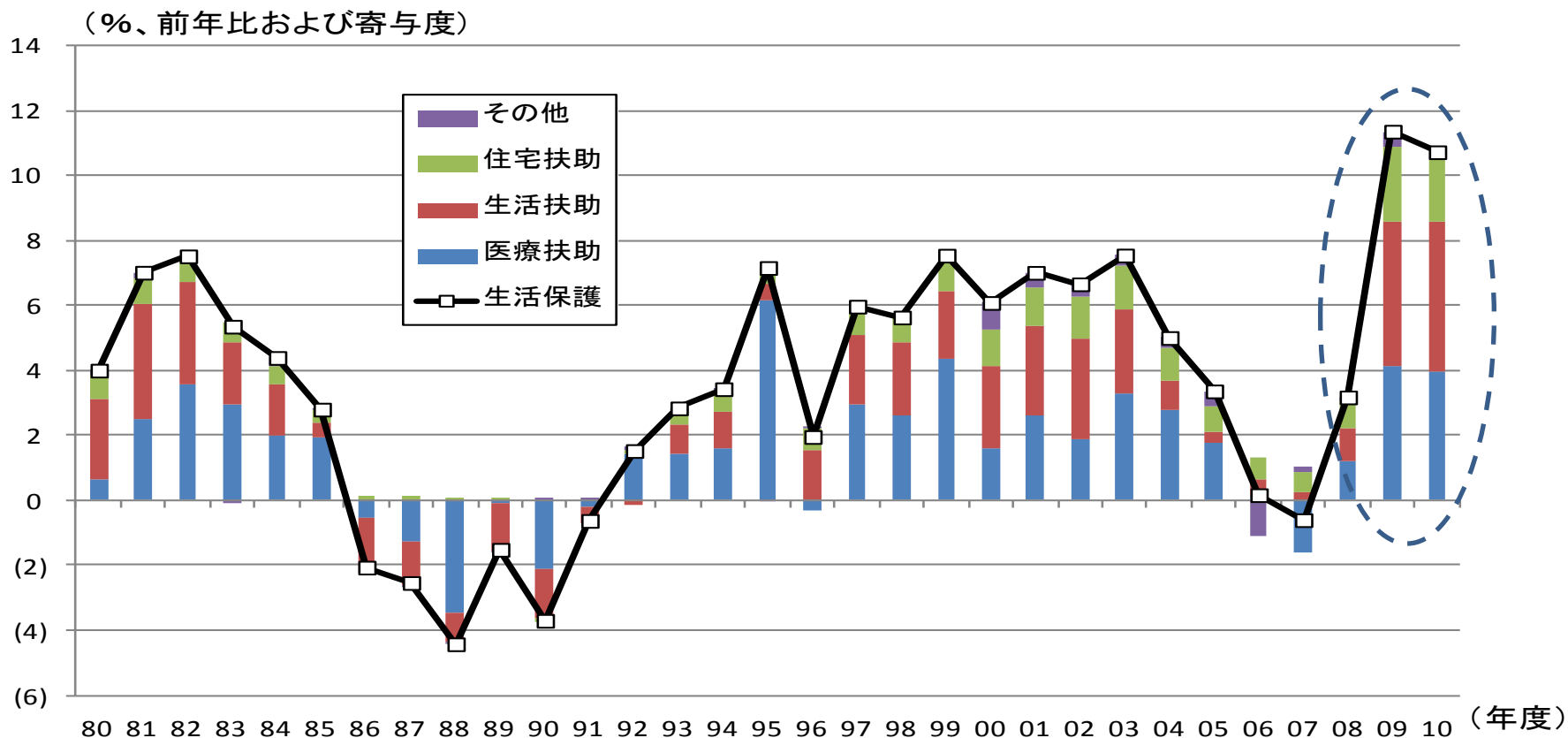
生活保護費の推移

•2010年度の生活保護費は3兆3000億円。内訳をみると、医療扶助1兆5700億円(47%)、生活扶助1兆1552億円(35%)、住宅扶助4996億円(15%)、その他1047億円(3%)となっている。



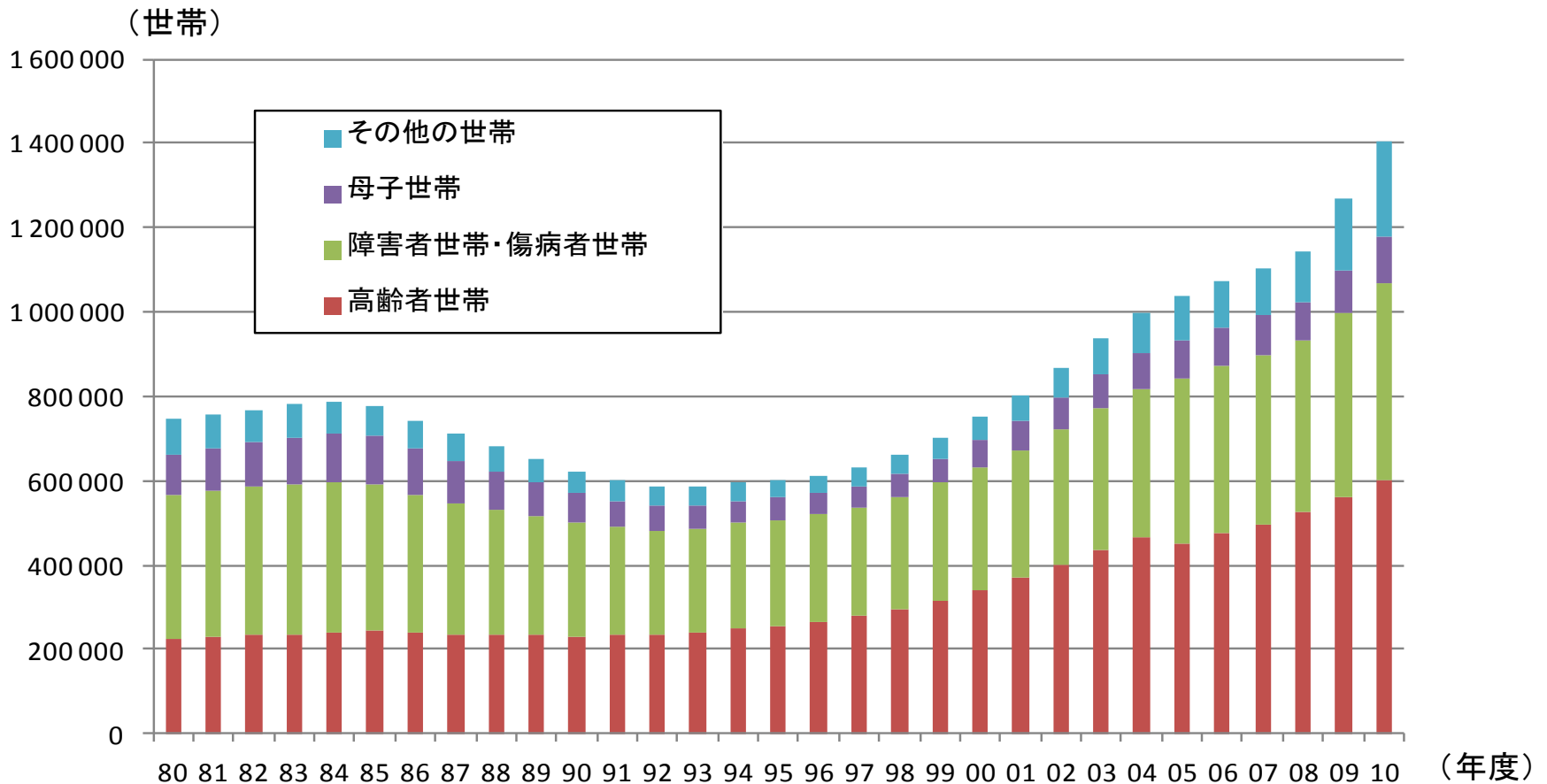
生活保護費増加率と各扶助の寄与度

•92年以降生活保護は増加し、それには医療及び生活扶助の増加が寄与したが、03年以降伸び率は低下し、06～07年度はマイナスとなった。08年度再び増加しており、10年度の生活保護の伸びは10.7%、生活扶助の寄与が最も高く、医療扶助、住宅扶助も大きく寄与している。



類型別被保護世帯数の推移

•2010年度の被保護世帯数の内訳をみると、高齢者世帯が60万3540世帯(43%)、母子世帯が10万8794世帯(8%)、傷病障害者世帯が46万5540世帯(33%)、その他世帯が22万7407世帯(16%)となっている。

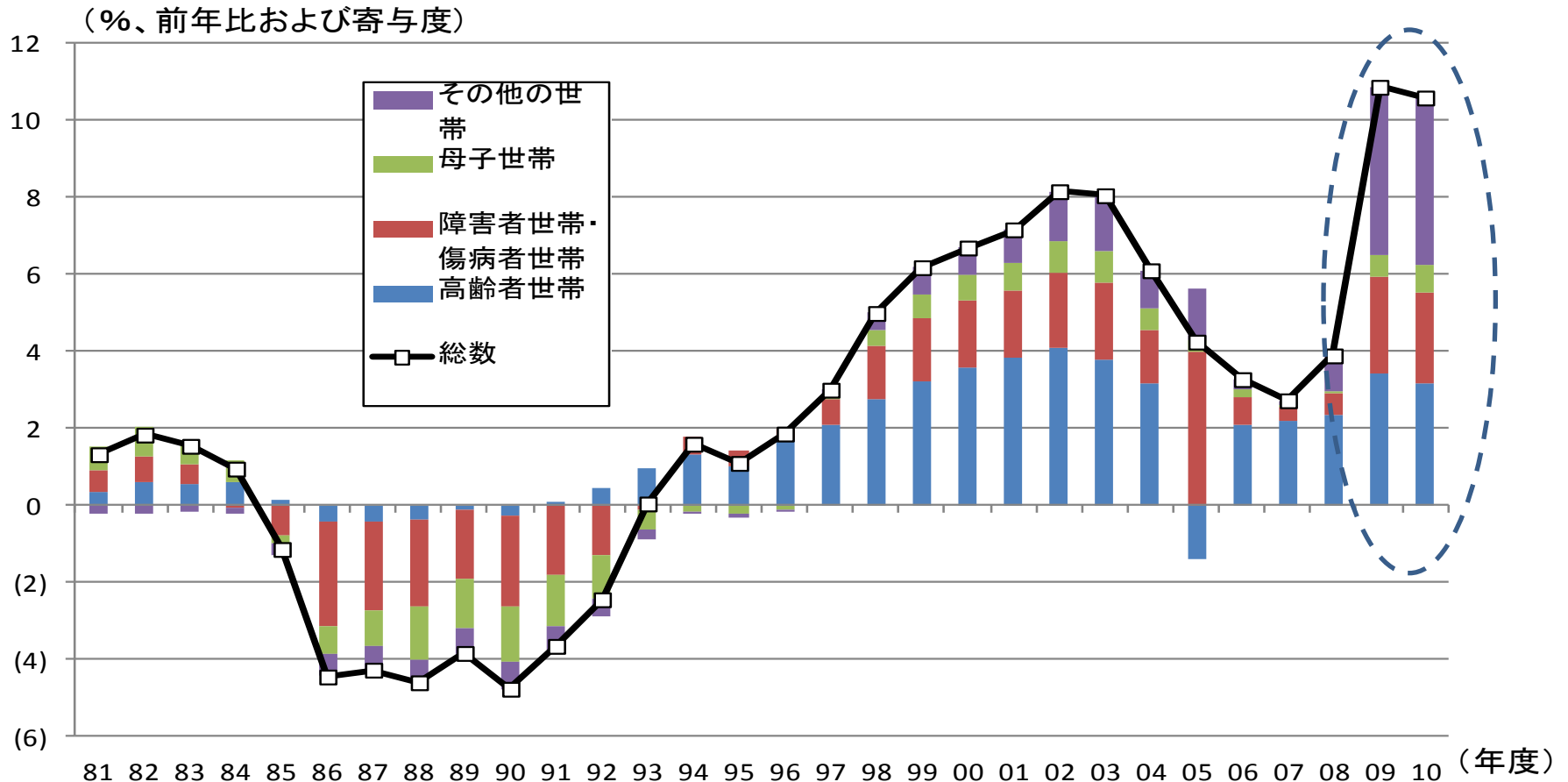


(注)総数には保護停止中の世帯も含む。

(資料)厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」(福祉行政報告例)

類型別被保護世帯数変化率と寄与度

•93年以降被世帯数は増加し、それには高齢者及び傷病障害者世帯の増加が寄与したが、03年以降伸び率は低下。08年度以降再び増加しており、10年度の被保護世帯数の伸びは10.6%、その他世帯の寄与が最も大きい。



(資料)前頁資料と同じ。

保護開始世帯数とその理由（2010年度）

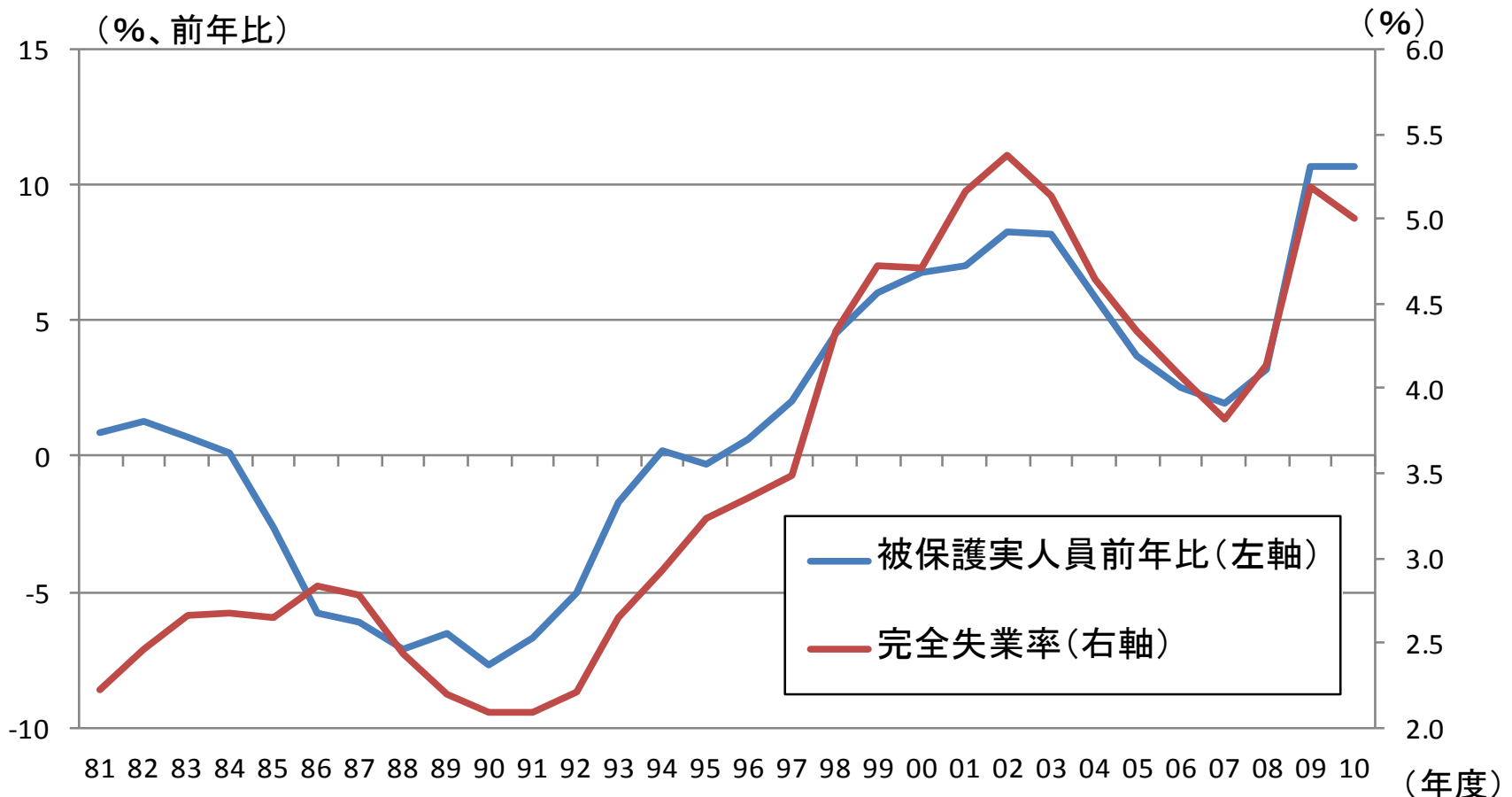
・10年度の保護世帯数の増加に寄与したその他世帯、高齢者世帯の保護開始世帯数の理由を見ると、失業、収入減、貯金等の減少・喪失といった経済的要因の比重が高い。

	高齢者世帯	母子世帯	傷病障害者世帯	その他の世帯
世帯数	5,873	2,070	7,588	8,557
①世帯主の傷病	14%	17%	55%	12%
②世帯員の傷病	1%	1%	2%	2%
③急迫保護で医療扶助単給	4%	1%	12%	1%
④要介護状態	1%	0%	0%	0%
⑤働いていた者の死亡	1%	1%	0%	0%
⑥働いていた者の離別等	2%	24%	1%	2%
⑦定年・失業	6%	8%	4%	23%
⑧老齢による収入の減	17%	0%	0%	1%
⑨事業不振・倒産	2%	0%	0%	2%
⑩その他の働きによる収入の減少	4%	10%	3%	14%
⑪社会保障給付金の減少・喪失	2%	1%	1%	2%
⑫仕送りの減少・喪失	7%	4%	2%	2%
⑬貯金等の減少・喪失	32%	25%	13%	28%
⑭その他	7%	8%	5%	10%

非経済的要因(上記①～⑥、⑭の合計)	30%	51%	75%	28%
経済的要因(上記⑦～⑬)	70%	49%	25%	72%

被保護人員の前年比と完全失業率

•1981年度以降の被保護人員の変化と完全失業率の関係をみると、失業率の悪化に伴い生活保護を受給する人々が増加するという関係にあることがわかる。



(注)81年度～2010年度までの両者の相関係数は0.91である。

(資料)厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」(福祉行政報告例)、総務省「労働力調査」

保護廃止の主な理由別世帯数の構成割合

<実数ベース>

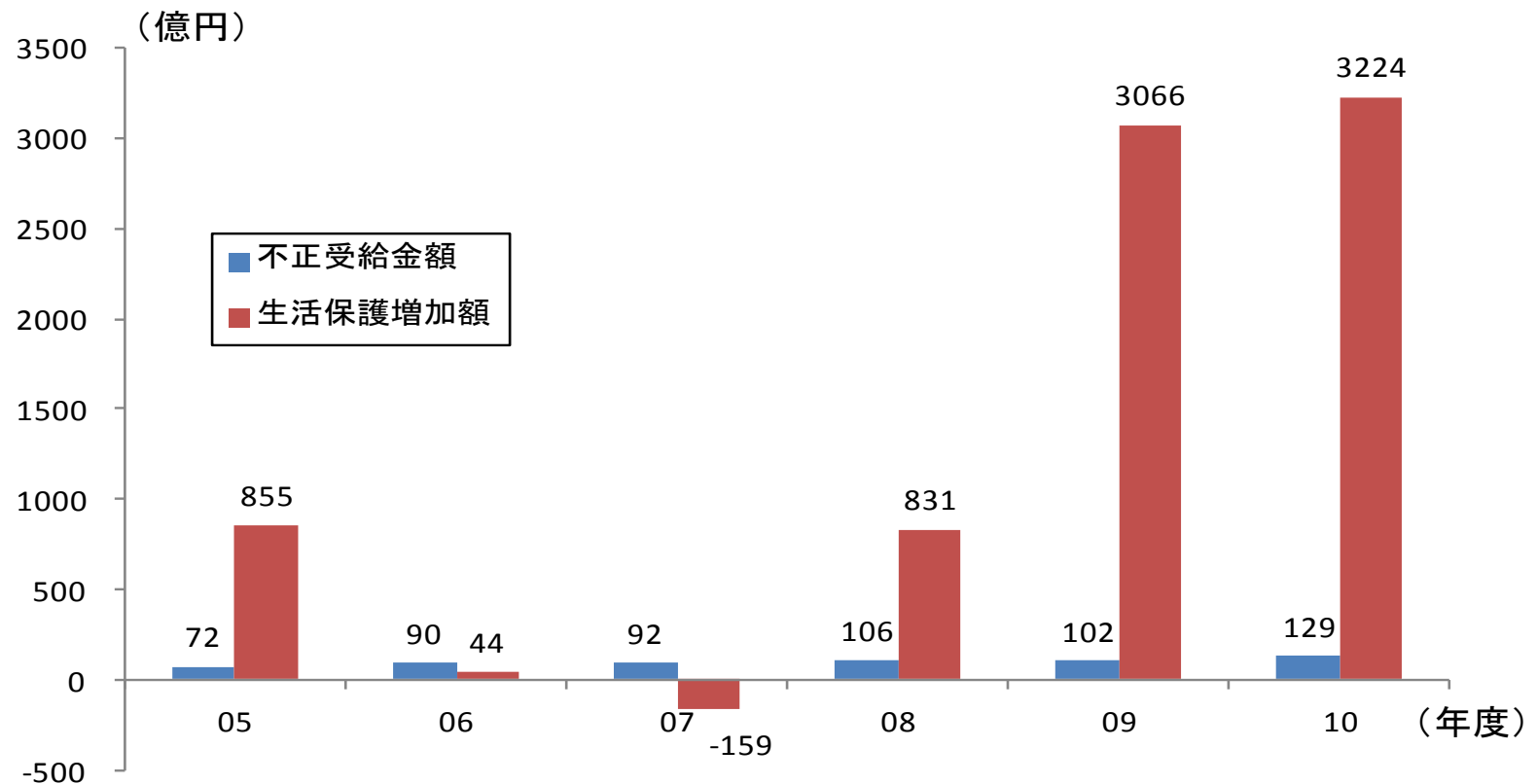
	各月9月				
	22年	21年	20年	19年	平成18年
総数	13 070	11 641	11 198	10 404	11 670
傷病治癒(総数)	755	993	1 280	1 312	1 745
死亡	4 107	3 509	3 488	3 095	2 931
失そう	1 653	1 536	1 521	1 560	1 787
働きによる収入の増加・取得・働き手の転入	2 097	1 515	1 512	1 378	1 721
社会保障給付金・仕送りの増加	851	819	592	485	622
親族等の引取り・施設入所	640	601	587	531	540
医療費の他法負担	65	53	61	48	62
その他	2 902	2 615	2 157	1 995	2 262

	各月9月				
	22年	21年	20年	19年	平成18年
傷病治癒(総数)	5.8	8.5	11.4	12.6	15.0
死亡	31.4	30.1	31.1	29.7	25.1
失そう	12.6	13.2	13.6	15.0	15.3
働きによる収入の増加・取得・働き手の転入	16.0	13.0	13.5	13.2	14.7
社会保障給付金・仕送りの増加	6.5	7.0	5.3	4.7	5.3
親類・縁者等の引取り・施設入所	4.9	5.2	5.2	5.1	4.6
医療費の他法負担	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他	22.2	22.5	19.3	19.2	19.4

(資料)厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」(福祉行政報告例)

不正受給金額と生活保護費

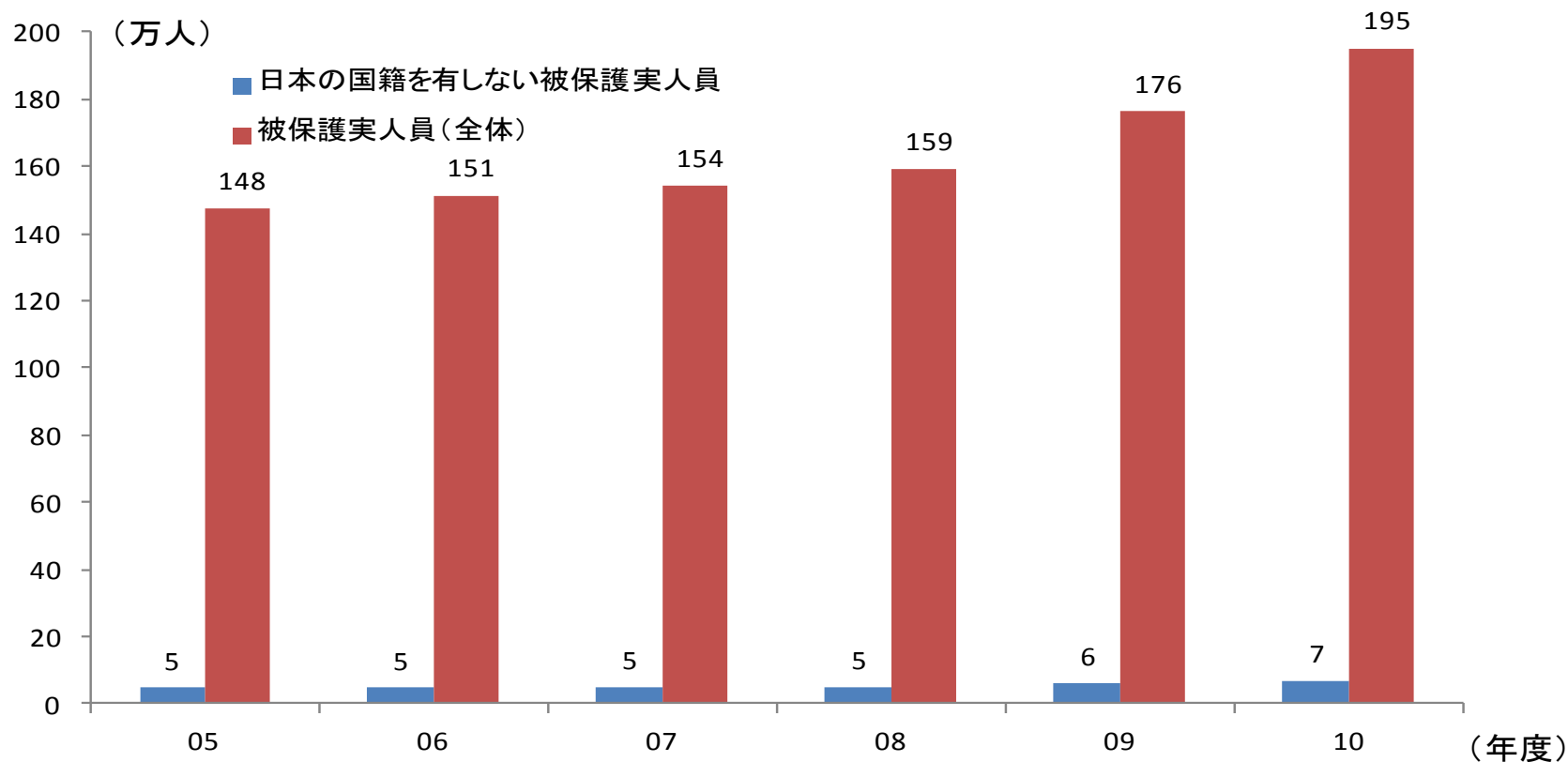
- 2005年度以降の不正受給金額は年々増加傾向にあり、2010年度は129億円。
- 2009年度、10年度の生活保護増加額に対する割合は3%程度であり、仮に不正受給を全廃しても、近年の生活保護費増加には大きな影響を及ぼさない。



(資料)厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」(福祉行政報告例)、厚生労働省「社会・援護局関係主管課長会議資料(平成24年3月1日)」

外国人受給者と生活保護

- 2005年度以降の外国人受給者数(日本の国籍を有しない被保護実人員:1ヶ月あたり)をみると、年々増加を続け、2010年度は6万8965人となった。
- 外国人受給者数が受給者数全体に占める割合は3%程度である。



(資料)厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」(福祉行政報告例)

まとめ

- 我が国の生活保護費は名目GDPの0.6%、社会保障給付費の3%
- 国際的にみると給付総額は少ないが、一人当たりの給付額は高い
- 生活保護費の拡大には生活扶助、医療扶助、住宅扶助の寄与が大きい。世帯別にはその他の世帯、高齢者世帯、傷病障害者世帯が大きく増加している。経済的要因が大きく影響
- 被保護人員の増加と失業率(景気、物価)とは密接な関係がある
- 不正受給金額は増加傾向にあるが、不正受給金額を全廃しても、2009年度以降の生活保護増加額には大した影響を及ぼさない
- 外国人受給者数は増加しているが、受給者数全体に占める割合はわずかである
- 現状の給付条件を維持して支給要件を厳格化することは生活保護費抑制にはつながらないのではないか。
- 生活保護費の拡大を抑制するにはまずデフレ脱却・景気改善が必要